

公共施設等の利用について

公共施設等の利用については、「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を前提として、国が示す基本的対処方針に基づき、6月1日より段階的に利用条件等を緩和し再開してまいりました。

しかし、国や埼玉県が現在の感染状況を踏まえ開催基準等の段階的緩和の維持を判断したことから、本市の施設等の利用基準も国や県と同様に対応することとしております。

この度、新たに次の公共施設について、施設における感染予防・拡大防止対策を利用者等に示し、その徹底及び日々の健康管理をお願いしながら、再開いたします。

◆ 利用を再開する施設

施設名	開始日	内容	所管課
学校体育施設（体育館）	9月7日(月)	通常の利用を再開	スポーツ課

◆ 本市の公共施設の利用について

- 国の基本的対処方針、業種別ガイドラインに基づき、彩の国「新しい生活様式」安心宣言を踏まえながら、感染予防を徹底し参加者の皆様と主催者の健康と安全を確保しつつ、活動や余暇、楽しみなどを享受いただく『新しい生活様式“H ANNOスタイル”』を提唱し対応してまいります。
- 各公共施設の利用については、今後の感染状況により施設の利用基準を変更する場合があります。また、各公共施設の利用にあたっての感染予防・拡大防止にかかる施設利用の範囲・条件等は各施設（学校体育施設についてはスポーツ課）へお問い合わせください。